

## 三箇校区福祉委員会会則

(名称)

第1条 本会は、三箇校区福祉委員会（以下「本会」という。）と称す。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大東市三箇4丁目1番5号 三箇自治会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、三箇小学校区を単位とする地区に設置し、大東市社会福祉協議会（以下「社協」という。）と協力して、地区内における社会福祉問題の啓発、各種団体、関係機関との連絡調整及び各種福祉事業の企画実施を図る中で、地域住民の福祉を増進させ、安心して暮らすことができるまちづくりをめざすことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 校区内の高齢者世帯、障害者世帯及び援助を必要としている世帯等への援助活動
- (2) 福祉委員、ボランティアの養成及び研修
- (3) 校区内の福祉問題の調査、広報及び事業の推進
- (4) 校区内の各種団体、関係機関との連絡調整
- (5) 社協事業への協力
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 事業は、校区内の自治組織単位ごとに実施することができるものとする。

(福祉委員)

第5条 本会は、次に掲げる組織、団体及び個人（詳細は、別表に定めるとおり。）の中から推薦又は自発的意思によって参画する三箇校区福祉委員（以下「福祉委員」という。）により構成する。

- (1) 校区内の自治組織
  - ア 自治会 (役員全員)
  - イ 女性防火クラブ (全員)
- (2) 社会福祉専門機関、団体
  - ア 民生委員児童委員 (全員)
  - イ 社会福祉施設 (各1名)
  - ウ 社会福祉関係行政 (各1名)
  - エ 保護司 (全員)
- (3) 当事者団体
  - ア 単位老人クラブ (各3名以内)
  - イ 障害者(児)団体 (各1名)
  - ウ 母子・父子団体 (各1名)
  - エ 介護者家族の会 (各1名)
- (4) 関連分野団体
  - ア 学校 (1名)
  - イ P T A (1名)
  - ウ 青少年指導員 (全員)
- (5) 本会の趣旨に賛同する個人、ボランティア

2 前項第1号ア自治会推薦の福祉委員の員数は、役員全員を原則とするが、各々の自治会の判断により役員全員としないことができる。

3 前項第5号の福祉委員は、役員会の承認を経て構成員になることができるものとする。

4 福祉委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第5条の2 本会の事務事業を円滑に執行するため、本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務を処理する事務局員を置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 委員長  | 1名    |
| (2) 副委員長 | 3名    |
| (3) 事務局長 | 1名    |
| (4) 理事   | 30名以内 |
| (5) 会計   | 1名    |
| (6) 監事   | 2名    |

2 役員は、総会において選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第8条 委員長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、事務を統括し、会務を処理する。

4 理事は、委員長の命を受けて会務を分担する。

5 会計は、本会の会計事務を処理する。

6 監事は、本会の事業及び財務を監査する。

(部会)

第9条 総会及び役員会で決定された方針に基づき事業を実施するため、本会に部会を置くことができる。

2 部会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(相談役)

第10条 本会に相談役を置くことができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、毎年度1回以上開催しなければならない。

2 総会は、委員長が招集し、議長は、委員の中から選出する。

3 総会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

4 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 会則の改正に関すること。

- (2) 役員の選任及び解任に関する事。
- (3) 事業計画、事業報告に関する事。
- (4) 予算、決算に関する事。
- (5) その他重要事項

(役員会)

第13条 役員会は、委員長が招集し、議長は、委員の中から選出する。

2 役員会は、役員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 役員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に提出する案件に関する事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

(議決)

第14条 会議における議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第15条 本会の運営に要する経費は、補助金、委託金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書及び収支決算書を作成し、会計監査の審査を受け、毎会計年度終了後1以内に総会の承認を受けなければならない。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は、役員会で協議して会長が決定する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

福祉委員（詳細）

種別	区分	名称
(1) 校区内の自治組織	ア 自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三箇自治会（区）</li> <li>・新和町自治会</li> <li>・新三箇自治会</li> <li>・三箇二丁目自治会</li> </ul>
	イ 女性防火クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三箇女性防火クラブ</li> </ul>
(2) 社会福祉専門機関、団体	イ 社会福祉施設 （社会福祉法人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上三箇保育園</li> <li>・江ノ口保育園</li> <li>・青い鳥工房</li> </ul>
	ウ 社会福祉関係行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大東市中部地域包括支援センター</li> <li>・大東市社会福祉協議会</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）「和光苑」</li> </ul>
(3) 当事者団体	ア 単位老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三箇第1老人クラブ</li> <li>・三箇第2老人クラブ</li> <li>・三箇第3老人クラブ</li> <li>・三箇第5老人クラブ</li> <li>・三箇むつみ会</li> <li>・新和町老人クラブ</li> <li>・新三箇老人クラブ</li> <li>・三箇二丁目ふれあい会</li> </ul>
(4) 関連分野団体	ア 学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三箇小学校</li> </ul>
	イ P T A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三箇小学校P T A</li> </ul>